

「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」 施設整備業務企画提案コンペ仕様書

1 業務の名称

「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」施設整備業務

2 委託の目的

兵庫県では、訪日外国人を含め兵庫を訪れる旅行者が、安心して快適に滞在、交流・体験を楽しむための観光情報拠点として「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」（以下、「案内所」という。）を運営している。この度、VRを活用した観光疑似体験の提供や、多言語案内タブレット、観光動画用デジタルサイネージの設置等観光客の利便性や満足度の向上を図り、より兵庫の魅力を発信できる観光情報拠点として機能拡充を図る。

3 予算、契約期間

- (1) 予算 5,000千円以内（税込み）
- (2) 契約期間 契約日 ～ 令和2年11月30日（月）
- (3) 履行場所 大阪国際空港（伊丹空港）ターミナルビル中央エリア2階案内所（大阪府豊中市螢池西町3丁目555）

4 業務内容 【納期については、契約後に別途決定する】

案内所全体を一体的空間としてトータルプロデュースを意識した提案・実施をすること。

(1) レイアウトプラン・物品管理業務

ア レイアウトプラン作成業務

案内所の「レイアウト図」（イメージが分かるもの）を作成すること。なお、受注後に必要に応じて修正案を作成するなど、県と十分に調整を行うこと。

イ 物品調達計画業務

上記アの「レイアウト図」に対応した「物品調達計画書」（実施要項で示す様式3）を作成すること。「物品調達計画書」には、品名、数量、仕様、金額を明記すること。

（物品の内容や必要数等については(2)以降に示す。）

また、調達する物品は、下記の①から⑤の基準を満たす製品であることとする。

《調達する物品の基準》

- ① 国際標準化機構（ISO）品質保証規格9001、環境マネジメント規格14001及び日本工業規格（JIS）認定メーカーで製造された製品もしくはそれと同等の製品であること
- ② 日本オフィス家具協会の定める品質基準を満たす製品もしくはそれと同等の製品であること
- ③ 修理等の費用は、県の故意又は重過失によるものを除き、納入後1年間無償とすること。ただし、メーカー保証が1年以上ある場合にはその期間とする。
- ④ 取扱いについては、十分説明を行うこと
- ⑤ 納入する物品は新品であること

ウ 物品の納品・設置業務

上記イで作成した「物品調達計画書」に記載されている物品を別途定める納期限の日までに調達及び納品し、上記アの「レイアウト図」のとおり設置（調整・配線等工事含む）完了すること。

(2) VR関連機器一式整備および動画構成・制作業務

- ① 案内所を訪れた観光客が県内の観光地等を疑似体験できるVR関連機器一式を提案、納品、設置すること。
ただし、最低設置台数は下記のとおりとする。
 - ・ オールインワンVRヘッドセット(付属品含む) 2台以上
- ② 兵庫県の認知度向上と観光への動機付けとなる訴求力の高いVR用動画を作成し、①の機器で視聴できるよう整備すること。
 - ・ 360°動画素材(5Kカメラ撮影 / 全18本180分程度)元データを別途提供する。(「HYOGO!ナビ」<https://www.hyogo-tourism.jp/useful/movie/>で一部公開中)
 - ・ 受託者が著作権を持つ動画素材を組み合わせ納品することは差し支えないが、成果物は委託者が加工及び二次利用できるものとする。
 - ・ 受託後の編集過程では、内容について県と相談の上で進めるとともに、随時映像の確認を受け、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

(3) 多言語案内用タブレット端末・翻訳システム機器及び周辺環境整備業務

関連機器一式を提案、納品、設置すること。

ただし、最低設置台数は下記のとおりとする。

- ・ 多言語案内タブレット端末※1 6台以上
- ・ 翻訳システム(一例:ポケトーク) 6台以上
- ・ テーブル※2 1台

- ※1 ① 入力・表示言語が容易に切り替えられるよう設定すること。【言語は最低限、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語に対応すること。その他の言語については要提案】
- ② 案内所の情報発信として必要な観光・交通利用・災害情報等以外の案内所の機能として不適切な情報へのアクセスを制限するため、適宜目的外利用の閲覧排除設定を行うこと。
- ③ サービス利用料等が発生する場合、令和2年度中は受託者が負担すること。

※2 テーブル上に上記タブレットを配置し、来訪者が利用するもの。快適に利用でき、周囲と調和するようサイズや材質、デザイン等を提案すること。また、上記タブレットの盗難被害を避けるため、テーブルに固定すること。

(4) 観光PR動画等映像放映用デジタルサイネージ整備業務

関連機器一式を提案、納品、設置すること。また緊急時には災害情報を発信可能とすること(発信方法は要提案)。また、サービス利用料等が発生する場合、令和2年度中は受託者が負担すること。

ただし、最低設置台数は下記のとおりとする。

- ・ 4K対応86インチデジタルサイネージ 1台(壁面補強含む)

※デジタルサイネージ用観光PR動画は納品不要

(5) 外国語案内看板の作成設置業務

視認性が高く、案内所の案内機能や設備を訪日外国人にも簡易に理解でき、案内所内へ誘導する看板のデザイン・作成及び取付施工

※近接する空港案内所と混同されにくいデザインとすること。

- ・規格 B1サイズ 4色フルカラー【言語は日本語・英語表記】
- ・校正 内容・文字校正：2回、色校正：1回
- ・設置場所 案内所内（案内所区域を越境して設置はできない）

(6) 留意事項

ア 設置作業時の養生及び破損対応

設置作業時には、建物や設備を破損しないよう必要な養生を施すこと。万一、建物等を破損した場合は、県の指示に従い原状復旧すること。

イ 必要な措置の実施

デジタルサイネージ等は壁面補強の上固定するなど、転倒防止策を講じること。その他、物品を使用するにあたり、通常考え得る必要な処置を講じること。

ウ 完了検査

業務終了後、速やかに県による検査を受検すること。その際、是正が必要な事項があった場合は、対応期限を明らかにした上で速やかに是正措置を講じ、改めて県による検査を受検すること。

エ その他

- ① 今回の業務内容について必要となる配線工事等施工費全般、配送料、パソコン等のソフト購入費、インストール等設定作業費、サービス利用料(ただし令和2年度中に限る)、備品設営費、付属品購入費、現状設備の撤去・処分費など全経費を含め提案すること。

※後日別途の請求は受け付けない。

- ② 案内所の詳細な仕様については、事務局において公開するので、閲覧を希望する場合は事前に事務局まで連絡の上来庁すること。
- ③ 現地見学を希望する場合は、事前に事務局に連絡の上、見学許可を得ること。
- ④ 上記②、③の受付日時は以下のとおりとする。

令和2年7月3日(金)～令和2年7月15日(水)

(ただし、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで)

5 著作権等について

- (1) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- (2) 4でいう物品について、本業務により獲得される消耗品に至るまでの全財産の所有権は県に帰属する。
- (3) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権については県に帰属するものとする。

ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用、または加工及び二次利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

6 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うなど県との連絡を密に行うこと。

- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、県の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様書に関する疑義についても同様とする。

7 実績報告書・成果物の提出

契約期間満了日までに期限厳守で納品すること。

- (1) 本業務に関わる実績報告書(実施概要、実績内容、記録、写真等)
- (2) 事業実施において作成したデータ(実績報告書、「レイアウト図」、「物品調達計画書」VR動画含む)